



NO. 105 (通号196号)  
平成28年12月号

# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

### 20代に増えている！アフィリエイト※の相談

#### 《相談内容》

SNSで知り合った人に誘われてオンラインゲームのアフィリエイト契約をし、契約金の20万円を支払った。「短期間で儲かる」と言われたが、儲からないので解約したい。業者は2年後に20万円は返金してくれるというが本当か。(20歳代 女性)

#### 《アドバイス》

契約者から業者に苦情を伝えましたが、業者の返答はやはり、2年後に返金するとの事でした。契約者は返金条件の一つとされている、年6回のセミナーへの参加はしているので、業者の条件に応じ、2年間待つてみるのことで終了しました。

最近の相談をみると、「友人やSNSで知り合った人からアフィリエイトを紹介され、知り合いを勧誘して会員を増やせば収入が得られると説明された」というマルチ商法的な勧誘が目立ち、20歳代からの相談が多いのが特徴です。

- ★親しい人や仲間からの勧誘は断りにくいものですが、経済的被害だけでなく人間関係を損なうこともあるので、契約の意思がない場合はきっぱりと断りましょう。
- ★アフィリエイトは広告をクリックする人や商品を買ってくれる人を増やさなければ利益は得られません。そのため、自分のウェブサイトのアクセス数を増やす工夫や労力が必要です。簡単にお金を稼ぐことはできないので、勧誘時に説明された収入をあてにした無理な契約はやめましょう。
- ★トラブルになったら消費生活センター等に相談しましょう。

※アフィリエイトとは、一般的には提携先の商品広告を自分のウェブサイト上に掲載し、その広告をクリックした人が提携先から商品を購入する等した場合、一定額の報酬を得られるというものです。



## 生活情報ファイル

### 電気ケトルでのやけどに注意！

電気ケトルは必要な時に必要な量だけの湯が簡単・手軽に沸かせる便利な道具です。しかし、子供がコードを引っ張ったり、本体に触れたりするなどして熱湯がこぼれてやけどをする事故が、医療機関から消費者庁に寄せられています。

【事例】 ミルクを作ろうとして台所の高めの台の上に電気ケトルを置いて湯を沸かしていた。子供がハイハイで急に近づいてきてコードを引っ張りケトルが落下。体に湯が掛かりやけどした。(0歳)

- ★電気ケトルは湯を沸かす時も沸かした後も、コードも含めて子供の手が届く場所に置かないように気を付けましょう。
- ★Sマークの付いた製品などお湯漏れ防止機能等の安全対策が取られた製品を選ぶことも有効です。

## 試してみよう、消費者力！第9回（平成28年度）

Q 契約について述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

- 1 契約書に署名、捺印しなければ契約は成立しない。
- 2 契約内容は当事者の自由な意思によって決められるのが原則である。
- 3 どんな約束でも法律的な拘束力が生じる。
- 4 契約は自由に解消することができる。

【第12回消費者力検定（平成27年度実施）基礎コースから】

## くらしのまめちしき

### 百貨店を名乗る不審な電話に気をつけて！

百貨店や銀行協会を名乗り、「あなたのカードが別の人に利用されている。暗証番号を変えなくてはならない」という電話があった、などの相談が寄せられています。

#### 【事例】

数日前、デパートの社員を名乗る電話があり、「あなたのクレジットカードで8万円のバッグを買いに来ている人がいる。身に覚えがなければ販売を中止するので、銀行の業界団体へ電話するように」と言われた。教えられた番号に電話をかけると、「キャッシュカードの暗証番号を変えないといけない。一番良いのは今の暗証番号を逆の順番にすること」と言われ、いつの間にか暗証番号を教えてしまっていた。念のためデパートへ確認の電話をしたところ、だまされたことがわかった。（80歳代 女性）

#### 【アドバイス】

- ★百貨店が直接顧客に対し「店頭であなたのカードが別の人に利用されている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。心配な場合は、百貨店に直接確認してください。
- ★銀行の業界団体などの金融関係者が、電話で暗証番号を聞くこともありません。絶対に暗証番号を教えないようにしましょう。
- ★少しでも怪しいと思ったら、お住まいの自治体の警察や消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

「試してみよう、消費者力！第9回」解答と解説⇒契約は原則として口約束でも成立し、契約書に署名、捺印したからといって成立するわけではない。契約の内容は、自分の意思で自由に決められる。法的に保護された約束を契約といい、実行しないと強制的に実行するよう求められるもので、待ち合わせなど単なる約束とは異なる。契約が成立すると、法律が定めた正当な理由がない限り解消することはできない。（正解－2）

### 発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変わっていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX